

定 款

一般社団法人日本カンナビノイド学会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本カンナビノイド学会と称する。

(主たる事務所等)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、カンナビノイド学とその応用に関する研究、教育及び医療の推進を図るとともに、内外の関連団体との連携を促進することにより、カンナビノイド学の進歩普及を図り、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

- 1．学術大会、講習会、その他の研究集会の開催
- 2．本会誌その他の刊行物の発行
- 3．内外の関連する団体との連携
- 4．カンナビノイド学に関する調査、研究、及びガイドライン等の作成
- 5．カンナビノイド学専門医の認定
- 6．カンナビノイド学に関する教育、研究の奨励及び業績の表彰
- 7．カンナビノイド学に関する国際的な研究協力の推進
- 8．カンナビノイド学に関する情報の公開
- 9．その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機関の設置)

第 5 条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種 別)

第 6 条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 1．正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2．賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 3．名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

（入 会）

第 7 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

（入会金及び会費）

第 8 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- 1．この定款その他の規則に違反したとき。
- 2．当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3．その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 11 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1．会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき。
- 2．総正会員が同意したとき。
- 3．当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会 員 資 格 喪 失 に 伴 う 権 利 及 び 義 務)

第 12 条 会 員 が 前 3 条 の 規 定 に よ り そ の 資 格 を 喪 失 し た と き は、 当 法 人 に 対 す る 会 員 と し て の 権 利 を 失 い、 義 務 を 免 れ る。 正 会 員 に つ い て は、 一 般 法 人 法 上 の 社 員 と し て の 地 位 を 失 う。 た だ し、 未 履 行 の 義 務 は、 こ れ を 免 れ る こ と は で き な い。

2 当 法 人 は、 会 員 が そ の 資 格 を 喪 失 し て も、 既 納 の 入 会 金、 会 費 及 び そ の 他 の 拠 出 金 品 は、 こ れ を 返 還 し な い。

第 3 章 社 員 総 会

(種 類)

第 13 条 当 法 人 の 社 員 総 会 は、 定 時 社 員 総 会 及 び 臨 時 社 員 総 会 の 2 種 と す る。

(構 成)

第 14 条 社 員 総 会 は、 正 会 員 を も っ て 構 成 す る。

2 社 員 総 会 に お け る 議 決 権 は、 正 会 員 1 名 に つ き 1 個 と す る。

(権 限)

第 15 条 社 員 総 会 は、 次 の 事 項 を 議 決 す る。

- 1 . 入 会 の 基 準 並 び に 会 費 及 び 入 会 金 の 金 額
- 2 . 会 員 の 除 名
- 3 . 役 員 の 選 任 及 び 解 任
- 4 . 役 員 の 報 酬 の 額 又 は そ の 規 定
- 5 . 各 事 業 年 度 の 決 算 報 告 の 承 認
- 6 . 定 款 の 変 更
- 7 . 長 期 借 入 金 並 び に 重 要 な 財 産 の 処 分 及 び 譲 受 け
- 8 . 解 散
- 9 . 合 併 並 び に 事 業 の 全 部 及 び 事 業 の 重 要 な 一 部 の 譲 渡
- 10 . 理 事 会 に お い て 社 員 総 会 に 付 議 し た 事 項
- 11 . 前 各 号 に 定 め る も の の ほ か、 一 般 法 人 法 に 規 定 す る 事 項 及 び こ の 定 款 に 定 め る 事 項

(開 催)

第 16 条 定 時 社 員 総 会 は、 毎 年 1 回、 毎 事 業 年 度 終 了 後 3 か 月 以 内 に 開 催 す る。 臨 時 社 員 総 会 は、 必 要 が あ る 場 合 に 開 催 す る。

(招 集)

- 第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議 長)

- 第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決 議)

- 第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
- 1 . 会員の除名
 - 2 . 監事の解任
 - 3 . 定款の変更
 - 4 . 解散
 - 5 . その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代 理)

- 第 20 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

- 第 21 条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事は、これに署名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定等)

- 第 23 条 当法人に、次の役員を置く。
- 1 . 理事 3 名以上 10 名以内
- 2 . 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、2 名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

- 第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

- 第 25 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務権限)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところによ

り、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任 期）

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解 任）

第 28 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第 29 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

（取引の制限）

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - 2 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - 3 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 3 前2項の取扱いについては、第41条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除等)

- 第31条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
- 2 当法人は、一般法人法第115条の規定により、理事(業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。)及び監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 理事会

(構成)

- 第32条 当法人は理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- 1 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - 2 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - 3 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - 4 理事の職務の執行の監督
 - 5 代表理事、副理事長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 1 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2 多額の借財
 - 3 重要な使用人の選任及び解任
 - 4 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - 6 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、毎年 1 回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1 . 理事長が必要と認めたとき
 - 2 . 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - 3 . 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招 集)

- 第 35 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び一般法人法第 101 条第 3 項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は一般法人法第 101 条第 2 項に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

- 第 36 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決 議)

- 第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 41 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 42 条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、一般法人法第 2 3 6 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 43 条 別紙の財産は、当法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 44 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 45 条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 46 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。
- 事業報告
事業報告の附属明細書
貸借対照表
損益計算書(正味財産増減計算書)
貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

- 第 47 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解 散)

- 第 48 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 49 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 50 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 51 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 52 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 53 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委 任)

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第55条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和6年12月31日までとする。

(設立時役員等)

第56条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 東京都文京区湯島四丁目9番13-401号
吉崎歩

設立時理事 東京都文京区千石一丁目8番12号
佐藤伸一

設立時理事 東京都江東区東陽一丁目24番2-901号
仲上豪二郎

設立時理事 北海道札幌市中央区南14条西十五丁目3番7-603号
渡慶次学

設立時理事 福岡県北九州市八幡西区光明二丁目9番25-201号
馬渡和真

設立時理事 神奈川県横浜市神奈川区白楽103番地3
嘉副裕

設立時代表理事 東京都文京区湯島四丁目9番13-401号
吉崎歩

設立時監事 神奈川県横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘二丁目43番1-562号
松実 明

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第57条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 東京都文京区湯島四丁目9番13-401号
吉崎歩

設立時社員 東京都文京区千石一丁目8番12号
佐藤伸一

設立時社員 東京都港区港南三丁目6番21-3311号
引地功一

(法令の準拠)

第 58 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本カンナビノイド学会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士黒田真紀子は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

設立時社員 東京都文京区湯島四丁目 9 番 1 3 - 4 0 1 号

吉崎歩

設立時社員 東京都文京区千石一丁目 8 番 1 2 号

佐藤伸一

設立時社員 東京都港区港南三丁目 6 番 2 1 - 3 3 1 1 号

引地功一

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都中央区日本橋人形町三丁目 3 番 5 号 2 F

ノースブルー法務司法書士事務所

司法書士 黒田 真紀子